

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年9月29日（水）

令和3年第9回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年9月29日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室3

○ 議事日程

- 第1 議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第2 議案第37号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第3 議案第38号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第4 報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第5 報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	13番	吉田	恵子	君
7 番	小澤	昇	君	14番	石腰	明美	君

欠席委員

7 番 小澤 昇 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 山田祥子

午後 2 時 02 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 3 年第 9 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、7 番小澤昇委員より欠席届が提出されております。よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。3 番高橋久雄委員、4 番石射祥光委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第 36 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。

3 番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3 番（高橋久雄君） それでは、1 ページ目をおめくりくださいませ。議案第 36 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてをご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

令和 3 年 9 月 16 日、担当委員 1 名、事務局 1 名で現地を調査してまいりました。畑、1000 平方メートルほか 15 筆、合計 1 万 5103 平方メートルについて相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、8 筆、現況、畑と田、合計 8820 平方メートルでは、落花生、ホウレンソウ、ブロッコリー、キャベツ、大根、長ネギ等が作付されておりました。6 筆、畑、合計 4638 平方メートルでは、キュウリ、トウモロコシ、インゲンが作付されておりました。2 筆、畑、合計 1645 平方メートルにつきましては、サツマイモ、ホウレンソウが作付されておりました。農機具の保有状況につきましては、トラクター、テラー、管理機、スピードスプレーヤー、軽トラ、草刈機、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（65 歳）従事日数 300 日、専業、妻（58 歳）従事日数 300 日、専業、母（90 歳）従事日数 200 日、専業でございます。

以上、農業経営がされていると確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第36号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2議案第37号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件及び2番案件を報告後、一括して行います。

1番案件について13番吉田委員より、2番案件について3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○13番（吉田恵子君） 議案第37号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件をご説明いたします。

本案件は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございます。

令和3年9月13日、担当委員1名、事務局3名で現地調査をいたしました。特例農地1筆の耕作状況をご報告いたします。畑、981平米につきましては、準備中でした。労働力につきましては、本人（66歳）従事日数300日、専業、妻（63歳）従事日数150日、専業、長男（35歳）従事日数300日、専業、長女（33歳）従事日数100日でございます。農機具の保有状況につきましては、トラクター、軽トラック、草刈機、その他一式でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

続きまして、2番案件の報告をお願いします。

○3番（高橋久雄君） 議案第37号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、2番案件をご報告いたします。

令和3年9月16日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地10

筆の耕作状況をご報告いたします。2筆、田、合計1879平方メートルにつきましては、一体として耕作され、水稻が作付されておりました。3筆、現況、畑、合計1592平方メートルにつきましては、ハウス内でハウレンソウが作付されているほか、一部準備中でした。2筆、現況、畑、合計485平方メートルにつきましては、準備中でした。2筆、畑、合計2906平方メートルにつきましては、里芋のほか、ハウス内においてハウレンソウが作付されておりました。畑、273平方メートルにつきましては、準備中でした。労働力は、本人（61歳）従事日数300日、専業、妻（60歳）従事日数200日、専業、母（87歳）従事日数300日、専業でございます。農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、トラック、その他一式でございます。

以上、農業経営がなされていると確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 引き続き農業経営を行っている期間、一番右の欄に記載してございますが、1番案件につきましては、平成30年9月総会、9月27日に開催されている翌月から今日までとなっております。2番案件につきましては、平成30年8月総会、平成30年8月30日に開催しておりますので、その翌日から今日までの期間、引き続き農業経営を行っている旨の証明するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○6番（遠藤信行君） 今回の引き続き農業経営を行っている期間ということで、2番案件について、これは3年と1か月というあれがあるんですか。普通、3年期限じゃなかったんですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 原則的には3年で、税務署さんのほうから前もって通知が来るんです。引き続きの部分で、いついつまでに出してくださいと。その提出期限があるんですけれども、結局、申請者の方がどのタイミングで持ってこられるかによって、今回も我々は10日締めにはしているんですけれども、早いものについては、すぐ出していただければ、当月の案件に挙げることができますし、10日を過ぎてしまうと翌月案件に回しているという事情があるんです。なので、3年前におきましては、2番案件につきましては、8月31日、8月総会でやっていますが、1番案件につきましては9月でやっているの、一、二か月はずれてしまうのかなという部分で。

○6番（遠藤信行君） それは何か月ぐらい延ばせるというか、持ってこなくてもいい。申請が遅くなるというんでしょうか。

○局長補佐（伊藤和範君） 基本的には、今回ですと、1番案件については、税務署のほうから10月13日までに出してくださいよという通知が来ているんです。ですので、今回は9月の総会を経て、この証明をもって税務署のほうに出してもらおうという形になっています。人によって通知は異なってきますので、提出期日も異なってまいります。

○6番（遠藤信行君） 2番はいつまでですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 3年11月1日まで。

○6番（遠藤信行君） 早いのは、そんなに。

○局長補佐（伊藤和範君） 本当に人によって異なってまいりますので、通知自体が8月の末に税務署のほうからご本人様に届いていまして、それが11月1日までだったので、選択肢としては、今回の9月、もしくは10月。

○13番（吉田恵子君） 2か月あるの。

○局長補佐（伊藤和範君） 大体2か月ぐらいは。その間に、通知が来てから、要は農業委員会の審査を経てから、ちゃんと確認を取って出してくださいと。

○13番（吉田恵子君） きっかり8月31日までとかじゃなくて、結局、それは税務署のほうから本人に書類が来ない限り、例えばの話、2か月になっちゃうかもしれないし、3か月になっちゃうかもしれないし、ここの数字は、去年度やったときにも、証明願についてに関しては、皆さん、これはもう暗黙の了解で、別にその1か月、2か月は、みんな細かくは言わなかったです。本人に来ないからというのを言っていました。

○局長補佐（伊藤和範君） そうですね。本人から挙げてもらうものですし、税務署の通知が前後するというのは、今の1番、2番もやっぱり前後していますので、それだけでも2週間ぐらい届くのも違ってくるので。

○3番（高橋久雄君） 本人には、毎月10日までの締切りですから、お早めということとは文書か何かで言っているんでしょう。

○局長補佐（伊藤和範君） ご本人様には、郵送が来た段階で大抵連絡をいただくんですけども、10日で締めますという旨は説明させていただいていまして、10日で締めると、当月の月末の総会に諮りますと、10日を過ぎてしまうと、申し訳ないんですけども、翌月になってしまいますよという旨はお話しさせてもらっているのです。

○13番（吉田恵子君） そうですよ。そこで1か月半、違っちゃいますものね。

○局長（谷川広志君） 発送であったり、提出期限というのは全て税務署のほうで決められているものですから、申請者や我々が決められるものではございませんので、その範囲の中で申請いただいて、手続を取っていただく、そういった流れになっているというものです。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第37号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件及び2番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

3番案件については、農業委員1名ご自身の審査案件となります。農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与することができませんので、審査対象委員は退席をさせていただきます。

議事の都合上、暫時休憩します。

午後2時17分休憩

（本人案件のため審査対象委員退室）

午後2時18分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2議案第37号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、3番案件を上程いたします。

3番案件について、3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番（高橋久雄君） 議案第37号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、3番案件をご報告いたします。

令和3年9月15日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地1筆の耕作状況をご報告いたします。畑、1348平方メートルのうち1118.87平方メートルにつきましては、里芋、ネギ、キャベツ、ナスが作付されていまして、労働力につきましては、本人（79歳）従事日数300日、専業、妻（74歳）従事日数150日、専業でございます。農機

具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、その他一式でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第37号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、3番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩

（審査対象委員入室）

午後2時20分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（原田勝幸君） 日程第3議案第38号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程いたします。

3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番（高橋久雄君） 3ページをお目通しく下さいませ。議案第38号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

令和3年9月16日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をしてまいりました。畑、549.38平方メートルのほか、8筆、畑、合計4763.22平方メートル、畑、991平方メートル、合わせて6303.60平方メートルでございます。現地では、一部サツマイモが作付されているほか、準備中でした。今後、申請者が耕作していくことが難しいため、買取り申出をしたいというものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第38号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4報告第21号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第21号でございます。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

こちらは4ページとなっております。茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、1番案件から4番案件がございまして、転用目的としましては、共同住宅敷地、住宅敷地、その他、学童保育敷地となっております。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第21号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第5報告第22号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第22号でございます。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分についてご説明申し上げます。

こちらは5ページ、茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、1番案件から7番案件でございます。権利の関係としましては所有権の移転となっております、転用目的でございますが、こちらは全て住宅敷地となっております。これらの案件でございますが、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定によりまして、事務局長において専決処分しております。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第22号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第9回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございます。

午後2時26分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員